

検証委員会報告後に県が行った
調査に関する検証結果

平成 27 年 11 月 30 日

コンプライアンス推進・フォローアップ委員会

コンプライアンス推進・フォローアップ委員会

委員長 高橋 聖明（弁護士）

委員 植木 達人（信州大学農学部教授）

委員 大久保 和孝（公認会計士）

検証委員会報告後に県が行った調査に関する検証結果（目次）

1. はじめに	1
2. 調査対象事業	1
3. 対象事業の概要と調査結果	2
ア) 北安曇地方事務所管内における大北森林組合以外における 造林関係補助事業	2
イ) 北安曇地方事務所管内における大北森林組合以外における 森林づくり推進支援金	11
ウ) 北安曇地方事務所以外の9地方事務所の造林関係補助事業以外における 森林整備地域活動支援事業	12

検証委員会報告後に県が行った調査に関する検証結果

1. はじめに

平成 27 年 7 月 28 日に大北森林組合補助金不正受給等検証委員会の報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられた。

本書は、報告書とりまとめ後、県が行った調査結果をコンプライアンス推進・フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）として検証した結果をとりまとめたものである。

2. 調査対象事業

県が報告書以降に結果をとりまとめた事業は、報告書 3 ページにおいて、「調査継続中」又は「調査中」としていた北安曇地方事務所管内における大北森林組合以外に対する造林関係補助事業及び森林づくり推進支援金である。

また、県では、北安曇以外の 9 地方事務所の造林関係補助事業以外である森林整備地域活動支援事業において、追加で不適正案件を確認している。

（参考）地方事務所別、事業主体別不適正受給の確認状況（報告書 P. 3）

地方事務所	事業主体	事業	不適正案件
北安曇管内	大北森林組合	造林関係補助事業	・森林作業道 382 件、5.3 億円 ・間伐等 348 件、7.9 億円 合計 730 件、13.2 億円
		造林関係補助事業以外	集約化関係等補助事業 ・地域で進める里山集約化事業 8 件、3 百万円 ・森林整備地域活動支援事業 11 件、44 百万円 ・森林づくり推進支援金 9 件、6 百万円 林内路網関係補助事業 ・林業再生総合対策事業 3 件、1.0 億円
	大北森林組合以外	造林関係補助事業	※調査継続中（注 1） ・森林作業道 18 件、16 百万円 ・間伐等 48 件、66 百万円 合計 66 件、82 百万円
		造林関係補助事業以外	集約化関係等補助事業 ・地域で進める里山集約化事業 2 件、2 百万円 ・森林整備地域活動支援事業 1 件、1 百万円 ・森林づくり推進支援金（調査中（注 2））
北安曇以外 9 地方事務所	造林関係補助事業	（佐久森林組合） 間伐等 16 件、22 百万円 （松本広域森林組合） 間伐等 6 件、29 百万円	
	造林関係補助事業以外	集約化関係補助事業 （佐久森林組合） ・森林整備活動支援事業 3 件、4 百万円	

（注 1）北安曇管内の大北森林組合以外の造林関係補助事業については、現在、現地調査結果等に基づき、事業主体への聴取り調査等を継続中であり、7 月 21 日現在の結果に基づき、不適正な疑いのある申請件数、金額を標記している。

（注 2）北安曇管内の大北森林組合以外に交付した森林づくり推進支援金については、造林関係補助事業と並行して、市町村の行っている県の造林関係補助に対する嵩上げについて調査中である。

3. 対象事業の概要と調査結果

ア) 北安曇地方事務所管内における大北森林組合以外における造林関係補助事業

a) 造林関係補助事業の概要

造林関係補助事業の概要は、報告書4、5ページに記載のとおりである。

(参考) 造林関係補助事業の概要 (報告書 P. 4, 5)

1) 造林関係補助事業の特徴

県では、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、「信州の森林づくり事業」として、森林所有者等（森林所有者から施業の委託を受けた者を含む。）が行う植栽や間伐等の森林施業（以下「間伐等」という。）とこれらと一体的に行う森林作業道の整備に対する助成を実施している。

こうした造林関係補助事業は、国庫補助による森林環境保全整備事業、森林整備加速化・林業再生事業、農山漁村地域整備交付金事業、みんなで支える里山集約化事業（国庫補助型）と、県単独事業であるみんなで支える里山整備事業（長野県森林づくり県民税活用型）、間伐対策事業に分けられる。

また、造林関係補助事業は、一般的な補助金とは異なり、国の事業実施要領の規定に基づき、一部の事業（森林整備加速化・林業再生事業、間伐対策事業）を除き、事業の完了後に事業主体が補助金の交付申請を行う「実績補助方式（事後申請）」となっている。

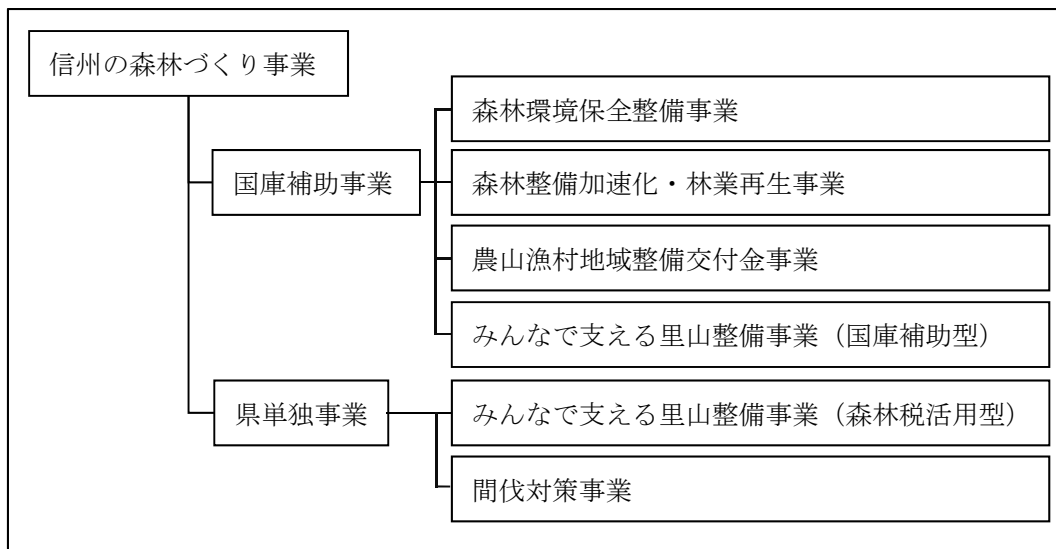


図 2 信州の森林づくり事業の体系

2) 造林関係補助事業（実績補助方式）の手続き

森林所有者からの委託を受けて事業主体となった森林組合等は、間伐等の事業を完了した後、補助金交付申請書に施業地の図面（位置図及び実測図）のほか、搬出材積集積表（間伐や更新伐の場合）、写真（測量実施状況、搬出状況及び作業完了に係るもの）等を添付し、県（地方事務所）へ提出する。

県（地方事務所）は、事業主体からの交付申請を受けた後、書類調査及び現地調査を実施し、補助金の交付決定、支払いを行う。なお、事業主体からの交付申請については、原則として年6回受け付けている。

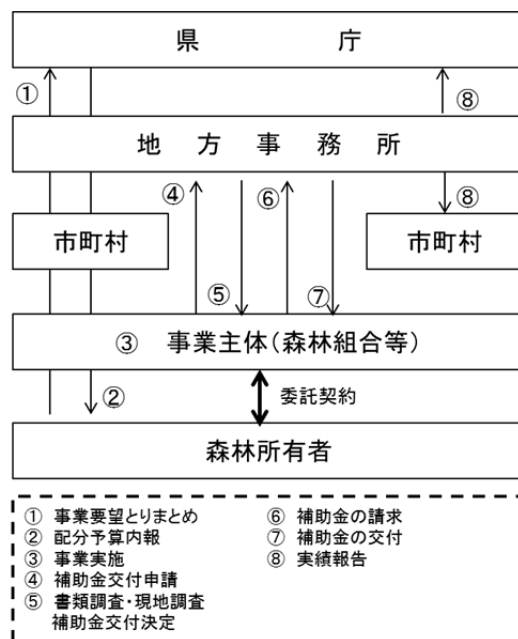


図 3 造林関係補助事業の流れ

【造林関係補助金の交付申請期限】

第1回	4月15日
第2回	6月30日
第3回	8月31日
第4回	10月31日
第5回	12月28日
第6回	2月20日

b) 造林関係補助事業の調査方法

造林関係補助事業の調査方法及び不適正受給に関する県の判定方法は、報告書 60、61 ページに記載のとおりである。

県では、報告書が提出された時点で「不適正の疑い」としていた 66 件と「要確認」としていた 81 件、計 147 件について、申請者への聴取り調査及び現地の再確認等を実施している。

(参考) 北安曇地方事務所管内の大北森林組合以外に対する造林関係補助事業に関する県の調査方法及び判定方法 (報告書 P. 60, 61)

1) 造林関係補助事業不適正受給に関する県の判定方法

県は、平成 19 年度から平成 25 年度までに北安曇地方事務所が組合以外の事業体や地方公共団体、個人に交付した全ての造林関係補助金について、大北森林組合に対する現地調査等を終えた平成 27 年 6 月以降、調査を開始している。

具体的な調査内容としては、平成 19 年度から平成 25 年度までの間の補助金の交付案件 1,297 件、補助金額約 12 億 7,231 万円について、「関係書類の点検」、「現地確認」、「申請者からの聴取り」という 3 段階の調査を実施している。

a) 関係書類の点検

北安地事林務課に保管されていた交付申請書等関係書類について、図面や写真等の交付申請に必要な資料が添付されているか等について点検を行うとともに、必要に応じて、既設道路との重複や複数回にわたる重複申請などのチェックを実施している。

関係書類の点検により写真等の不備や重複申請等適正な申請と確認できなかった 858 件については、「現地確認【b)】」を実施している。

b) 現地確認

関係書類の点検において適正な申請と確認できなかったものについて、交付申請書を基に交付申請書に記載されている間伐や作業道整備等が当時の要綱・要領に沿った形で行われていた形跡の有無を確認した。

現地確認の結果、不適正な申請の疑いがあるものについては、「申請者への聴取り【c)】」による確認を実施することとしている。

c) 申請者への聴取り

前述の「関係書類の点検【a)】」や「現地確認【b)】」の結果を踏まえ、国の「森林環境保全整備事業実施要綱」のほか、県の「森林造成事業補助金交付要綱」、「信州の森林づくり事業実施要領」等に規定する補助要件等に基づき、補助金交付申請時(交付決定時)に適切な工事・施業が行われていたかどうかについて県として不適正な申請と考えられるものについて、申請者の見解を聴取している。

申請者の見解を踏まえ、必要に応じて、再度、現地確認等を実施した上で、不適正の有無等を最終的に判定することとしている。

c) 造林関係補助事業の調査結果

造林関係補助事業について、県が不適正と判定した内容は表 1 のとおりであり、森林作業道 7 件（補助金交付額約 244 万円）、間伐等の森林整備で 45 件（補助金交付額約 1 億 295 万円）の合計 52 件（補助金交付額約 1 億 539 万円）となる。

なお、上記の補助金交付額は、当該申請に基づき交付された補助金の総額であり、補助金の返還対象の金額とは異なる。

また、県が不適正と判定した申請は、14 者から申請されたものであったが、次の【d】で示すとおり、北安曇地方事務所林務課（以下「北安地事林務課」という。）の指導に基づき行った緩衝帯整備を目的とした不用萌芽除去など申請者の責に帰さない事案もあることから個別の名称については、表示しないこととした。

表1 北安曇地方事務所管内の大北森林組合以外の事業者に対する造林関係補助事業の調査結果

(単位:千円)

区分	補助金総額	年度別申請件数及び補助金額		不適正								適正						
				未施工		要件不適合		重複申請		一部未施工				適用単価不適合				
				計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
造林事業	森林作業道 179件 96,359	H19	17件	2,899								0件	0	17件	2,899			
		H20	23件	14,859			2件	703				2件	703	21件	14,155			
		H21	33件	32,087								0件	0	33件	32,087			
		H22	23件	15,277			2件	770				2件	770	21件	14,508			
		H23	40件	14,672			3件	965				3件	965	37件	13,707			
		H24	25件	10,859								0件	0	25件	10,859			
		H25	18件	5,707								0件	0	18件	5,707			
		計	179件	96,359	0件	0	7件	2,438	0件	0	0件	0	0件	0	7件	2,438	172件	93,922
	間伐等 1119件 1,176,473	H19	155件	79,676			1件	5,981				1件	5,981	154件	73,694			
		H20	168件	166,979	10件	4,937	6件	11,307	1件	248	4件	14,290	21件	30,781	147件	136,198		
		H21	313件	365,437	2件	601	5件	32,122			7件	13,127	14件	45,850	299件	319,588		
		H22	245件	228,907			3件	3,850	1件	4,306	1件	2,867	5件	11,022	240件	217,884		
		H23	125件	219,956			4件	9,319					4件	9,319	121件	210,638		
		H24	61件	45,399									0件	0	61件	45,399		
		H25	52件	70,119									0件	0	52件	70,119		
計		1119件	1,176,473	12件	5,538	19件	62,578	2件	4,553	12件	30,284	0件	0	45件	102,954	1074件	1,073,519	
合計	1,272,832	—	1298件	1,272,832	12件	5,538	26件	65,016	2件	4,553	12件	30,284	0件	0	52件	105,391	1246件	1,167,441

(注1) 本表の調査結果は、平成27年10月14日現在の調査結果を取りまとめたものである。

(注2) 個々の数値は千円未満を四捨五入していることから合計値は一致しない。

(注3) 「年度別申請件数及び補助金額」については、精査の結果、検証委員会最終報告書の合計（1,297件、1,272,313千円）を修正した。

d) 不適正受給の発生原因

① 緩衝帯整備への造林補助事業の活用（大北ルール）

北安地事林務課では、緩衝帯整備に造林関係補助事業のメニューである不要萌芽除去を活用する指導を行っていたことについては、報告書 34 ページに記載のとおりである。

県の調査において、同様の指導に沿って不適正な不用萌芽除去が行われていたことが、北安曇地方事務所管内の大北森林組合以外の事業体でも 5 件（補助金交付額約 484 万円）確認された。

（参考）緩衝帯整備への造林補助事業（不用萌芽除去）の活用（報告書 P. 34）

平成 18 年 9 月のクマ被害以降、地域において野生鳥獣被害対策の必要性や要望が高まる中、北安地事林務課では、野生鳥獣の出没防止に高い効果がある緩衝帯整備を地域の森林整備の重点課題と位置づけ、造林補助事業を活用した整備を行うこととした。当時、緩衝帯整備については、造林補助事業の一部で実施することが可能であったが、予算枠が限定されていたことから、緩衝帯の整備等が必要な天然林に対しても適用可能な造林補助事業の他のメニューである整理伐及び不用萌芽除去について、補助要件を柔軟に解釈して活用することを提案した（以下「大北ルール」という。）。

（中略）

一方、不用萌芽除去については、通常、萌芽更新の際に多数発生した萌芽枝のうち優勢なもの（有用萌芽）を数本残して生育を促進する施業であるところ、有用萌芽を残さずに全刈りすることも可能と指導したが、この内容は、不用萌芽除去の要件を逸脱したものであった。

② 県単独事業の流用

北安地事林務課では、県単独事業の一部において、大北森林組合を含む管内の事業体等に対し、補助金の本来の目的とは異なる内容への流用を当時の担当職員自らが用途を指示するメールを送信するなどの対応が行われていたことについては、報告書 35 ページに記載のとおりである。

報告書作成時点では、大北森林組合以外の事業体等にかかる流用 14 件（補助金額約 1,182 万円）が確認されていたが、その後の県の調査の結果、地域で発生したトラブル解決のための補てんを行っていたものが 1 件確認され、合計 15 件（補助金額約 1,222 万円）となった。

この結果、報告書 36 ページの表 19 については、次のとおりとなる。

表 19 北安地事林務課が流用した県単独事業の状況

年度	大北森林組合		その他事業体等		合計	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
平成 19 年度	0	0 千円	1	5,981 千円	1	5,981 千円
平成 20 年度	3	20,942 千円	12	5,637 千円	15	26,579 千円
平成 21 年度	4	48,086 千円	2	601 千円	6	48,687 千円
平成 22 年度	2	3,085 千円	0	0 千円	2	3,085 千円
合計	9	72,113 千円	15	12,219 千円	24	84,332 千円

(参考) 県単独事業の流用 (報告書 P. 35, 36)

造林関係補助事業のうち国庫補助を財源としない県単独事業(間伐対策事業及びみんなで支える里山整備事業(森林税活用型))は、国庫補助対象とならない小規模な間伐や間伐と一体的に行うつる切りなどの付帯事業を補助対象とし、地域の実情や要望に幅広く応じた里山整備などを支援するものである。

北安地事林務課では、平成 19 年度から平成 22 年度にかけて、県単独事業の一部において、大北森林組合等に対し、補助金の本来の目的とは異なる内容への流用を当時の担当職員自らが用途を指示するメールを送信するなどといった対応が行われていた。また、県単独事業の申請書類の一部は当時の担当職員が作成していた。

平成 19 年度には、当時、拡大していた松くい虫被害に対応するため、北安地事林務課では、林務課長の指示のもと、被害対策に県単独事業を活用することとしたが、補助金要領上、必ずしも要件に合致するとは言えないものであった。また、当該補助の申請書は、担当者は特定できていないが、北安地事林務課において作成されていた可能性があり、その内容は、実際に行われた松くい虫被害対策とは施業内容が異なるものであった。

さらに平成 20 年度から 22 年度にかけては、松くい虫対策だけではなく、組合に対する他の補助事業の補助残への補填や備品を購入するため、少なくとも平成 20、21 年度については、当時の林務課長の了知の下、次のような補助金の流用を行っていた。

- ・ 組合に対する他の補助事業(作業路や保管庫整備)の補助残の補填
- ・ 本来の県補助金予算が不足したペレットストーブ導入に対する補助
- ・ 林務課が購入したものの本来の予算措置ができなかった枝打ち鋸や木製機の支払い

これらの流用のうち、松くい虫被害対策は、当時地域南部から侵入しつつあった松くい虫被害対策として重要な施策であり、かつ緊急を要するものであったとは考えられるが、備品の購入方法や現地の実情に応じた補助制度の見直し等については、本庁に相談し対応すべきものである。

県単独事業は地域に必要な森林整備の状況に弾力的に対応するための事業ではあるものの、補助金要綱等無視した流用を北安地事林務課が自ら行っており、あってはならない不適正な事務処理であり、職員のコンプライアンス意識の欠如を厳しく指摘するものである。もっとも、北安地事林務課の認識としては、県単独事業は国庫補助事業に比べより柔軟に運用しても良いという認識が前提としてあったため、県単独事業における流用の容認と、国庫補助事業に関する不適正申請について

は、それぞれ異なる認識の下に判断がされていた形跡が窺われるところである。

③ その他の要因

上記①及び②以外に、間伐等の森林整備について伐採率が不足している施業や除地とすべき部分を含んだもの、森林作業道整備について既設作業道の補修を開設とした申請など32件(補助金額約8,833万円)存在することが判明した。

この32件については、特定の3者であり、それぞれ県の調査結果に基づく不適正申請の発生要因を記載する。

1) 申請者A

Aが、平成22、23年度に実施した森林作業道整備5件(補助金額約174万円)、平成20年度から23年度に実施した間伐等の森林整備で13件(補助金額約5,913万円)の不適正な案件が判明した。

Aは、現在県外を中心に事業を行っていること、多忙等を理由として、県の調査に対して十分な協力を行っていない。

不適正案件の中には、緩衝帯整備を目的として整理伐や間伐等の申請が行われているが、補助要件を満たす伐採跡が見られず、下層木の伐採を中心に行われていたと考えられる。

北安地事林務課では、緩衝帯整備に造林関係補助事業のメニューである整理伐を活用する指導を行っていたことについては、報告書34ページのとおり要件の範囲内であったが、Aにおいても大北森林組合と同様に北安地事林務課の指導を逸脱し、不適正な施業を実施していた。

(参考) 緩衝帯整備への造林関係補助(整理伐)の活用(報告書P.34)

平成18年9月のクマ被害以降、地域において野生鳥獣被害対策の必要性や要望が高まる中、北安地事林務課では、野生鳥獣の出没防止に高い効果がある緩衝帯整備を地域の森林整備の重点課題と位置づけ、造林補助事業を活用した整備を行うこととした。当時、緩衝帯整備については、造林補助事業の一部で実施することが可能であったが、予算枠が限定されていたことから、緩衝帯の整備等が必要な天然林に対しても適用可能な造林補助事業の他のメニューである整理伐及び不用萌芽除去について、補助要件を柔軟に解釈して活用することを提案した(以下「大北ルール」という)。

このうち整理伐については、「主林木のおおむね70%以上の伐採」という要件について、「一定程度(30%程度)の上層木の伐採と下層木の伐採を組み合わせ、70%以上を伐採する」との指導を行っていたが、この内容は、天然林の質的・構造的な改善を目的とする整理伐の要件の範囲内と考えられる。

(中略)

整理伐については、大北森林組合が大北ルールに係る北安地事林務課の指導を逸脱し、上層木30%未満の伐採あるいは下層木のみを伐採を行っていたものが不適正申請と判定された。

また、申請書に添付された図面がAの主張する施業区域と一致していないもの、除地とすべき人家や田畑、無立木地、道路を施行区域に含めたもの、未施工地を含み補助対象面積を満たさないものなど、複数の不適正な申請を継続的に行っていたと考えられる。

こうした中で、北安地事林務課において、規定に沿った現地調査を実施していなかったほか、着手・未完了申請を容認するといった不適切な事務処理が行われており、不適正な申請が見過ごされる結果となったと考えられる。

未完了事業の一部については、北安地事林務課が、事後的ではあるものの完了させるよう再三指導を行っていたことが確認されたが、Aは、その指導に従わず、事業は未完了のままとなっている。

なお、平成24年度以降、県外で事業を実施していることから、Aに対し補助金を交付していない。

2) 申請者B

Bが、平成20年度から22年度にかけて行った申請に未立木地等除地とすべき区域を含んでいるものなど12件（補助金額約2,676万円）の不適正な案件が判明した。

Bは、平成20年度から24年度までに150件の申請を行っており、請負事業体間に間伐等の作業や申請に必要な区域測量等を委託し事業を実施していたが、一部の事業地について、担当者が、請負事業体に的確な指示が出せなかったため、除地等を含む申請が行われていたものである。

一方、北安地事林務課においても交付決定時の現地調査を十分に実施していなかったため、除地等を含む申請を見過ごす結果となっていたものと考えられる。

なお、Bは、平成24年度に解散している。

3) 申請者C

平成20年度にCが申請を行った森林作業道整備2件（補助金額約70万円）について、既存の作業道の補修を開設として申請されている案件であると判明した。

本件では、北安地事林務課職員が、Cが過去に補助金を受領せずに開設した作業道について、そのままでは通行できない状態であったため、補修等を行った上で開設として申請するよう提案を行っていたことが確認された。

過去に補助金を受領していない森林作業道について補修を行った上で、開設として申請を行うことについては、平成19年度に当時の林務課長の指示の下、大北森林組合に提案されていることについては、報告書37,38ページのとおりである。

(参考) 補助金を受領していない既設作業道の申請提案（報告書P. 37,38）

平成19年度当時、北安地事の林務課長は、道を開けるのに費用が掛かって困るといふ組合職員と普及林産係員との話を耳に止め、組合職員が帰った後、車が通行で

きないような既存の古い作業道についても、車が通行できるように重機を通して整備を行えば、新規の開設として申請することが可能であり、そのような作業道についての申請も認めてもいいのではないかと普及林産係に提案していた。

(中略)

林務課長から予算の追加執行の指示を受けた担当職員は、既存の古い作業道への補助を提案されていたこともあったためか、組合に対し、過去に補助金を受領していない既存の作業道について、支障木の伐採や伐根の除去などの手を加えて新規の開設として申請をすること、そうした箇所については作業前であっても年度内に申請するように依頼した。

ところが、組合から該当する現場がないとの返答であったため、当該職員は、施工中の現場の申請、または施工の予定があるがその時点で未着手の現場でも申請するよう組合にさらに依頼した。

e) 不適正受給についての委員会としての見解

造林関係補助事業の不適正受給に関する県の調査結果について、県の調査方法、調査内容について、関係資料から検証を実施した結果、合理的なものと判断する。

これらの不適正案件については、大北ルールや県単独事業の流用、検査体制の不備等大北森林組合の不適正受給と同様の要因で発生しており、一体的に再発防止に取り組む必要がある。

イ) 北安曇地方事務所管内における大北森林組合以外における森林づくり推進支援金

a) 森林づくり推進支援金の概要

森林づくり推進支援金の概要は、報告書 14 ページのとおりである。

(参考) 森林づくり推進支援金の概要 (報告書 P. 14)

「森林づくり推進支援金」は、長野県森林づくり県民税を財源として活用し、市町村が行うそれぞれの地域の森林づくりに係る課題解決に向けた独自性と創意工夫による取組を支援するものとなっている。当該支援金の事業メニューの1つとして、県が森林所有者等に行う造林関係補助について、市町村が補助の嵩上げを行うことが認められている。

b) 森林づくり推進支援金の調査方法

県が行った北安曇地方事務所管内の造林関係補助事業の調査結果を基に、該当市町村に対し、森林づくり推進支援金を活用した嵩上げ補助の有無について確認を依頼した。

c) 森林づくり推進支援金の調査結果

平成 22 年度及び平成 23 年度にかけて、白馬村と小谷村が森林づくり推進支援金を活用して行った県の造林関係補助事業に対する嵩上げ補助の一部に不適正なものが確認された。

表 2 森林づくり推進支援金調査結果

年 度	件数 (箇所数)	事業地	補助金額
平成 22 年度	1 件 (1 箇所)	小谷村	56 千円
平成 23 年度	1 件 (1 箇所)	白馬村	80 千円
合 計	2 件 (2 箇所)		137 千円

d) 不適正受給の発生原因

県が行った造林関係補助事業に不適正なものが存在していたことに伴い、結果として、嵩上げ補助の一部が不適正となっていたものである。

両村では、事業主体からの申請について、北安地事林務課が市町村に対し提供している造林関係補助事業の実績に関する情報を基にチェックしており、両村の行った交付事務に特段の瑕疵はないものと考えられる。

e) 不適正受給についての委員会としての見解

森林づくり推進支援金の不適正受給については、造林関係補助事業が適切に実施されていなかったことに伴い発生していることは明らかであり、委員会としては、県の調査結果は合理的なものであると考える。

ウ) 北安曇地方事務所以外の 9 地方事務所の造林関係補助事業以外における森林整備地域活動支援事業

a) 森林整備地域活動支援事業の概要

森林整備地域活動支援事業の概要は、報告書 14 ページのとおりである。

(参考) 森林整備地域活動支援事業の概要

県では、「森林整備地域活動支援事業」(国庫補助事業)として、森林所有者や森林組合等に対して、市町村との協定に基づき、森林所有者の情報収集などの活動に対して市町村を通じて支援を行う間接補助事業を実施している。

森林整備地域活動支援事業は、平成 23 年度から国の要綱・要領等の変更に伴い、事業終了年度の翌年度末までに、森林経営計画の策定又は搬出間伐等の実施を条件として交付金を交付しており、森林経営計画の策定や搬出間伐等の実施が確認されないときは、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあるとされている。

b) 森林整備地域活動支援事業の調査方法と報告書作成時点での調査結果

県では、報告書 66 ページのとおり、平成 22 年度から平成 25 年度までの森林整備地域活動支援事業を含む造林関係補助事業について、補助金の執行状況の確認を実施している。各地方事務所林務課に保管されていた関係書類を点検するとともに、書類点検の結果、必要が認められたものについては、現地調査を実施している。

この点検の結果、森林整備地域活動支援事業については、北安曇地方事務所以外の 9 地方事務所の造林関係補助事業以外に関する県の緊急点検の結果、平成 27 年 7 月 28 日の報告書とりまとめ時点では、佐久地方事務所管内において 3 件（5 箇所）の不適正案件が確認されている。

（参考）北安曇地方事務所以外の 9 地方事務所の造林関係補助事業以外での森林整備地域活動支援事業の不適正案件（報告書 P. 67）

森林整備地域活動支援事業において、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、御代田町を經由して佐久森林組合に交付された施業集約化のための交付金 3 件（5 箇所）について、採択要件に適合しない森林が含まれていたこと等が確認されたものである。

県の調査によれば、平成 23 年度から森林整備地域活動支援事業の内容が大幅に変更されたが、佐久森林組合が変更後の制度を十分理解していなかったこと、御代田町及び佐久地方事務所林務課において申請内容の確認が不十分であったことが原因と考えられる。

c) 森林整備地域活動支援事業の追加案件の概要

県において、報告書提出時までに行った緊急点検結果の確認を行い、22 年度以前に採択要件に適合しない森林に交付している事例 7 件（7 箇所）を追加で確認した。

追加で確認された事例は、交付金の対象とならない大企業の所有する森林（同一箇所）に対して 7 年に渡り交付が行われたものである。

表 3 森林整備地域活動支援事業の不適正事例（追加分）

年 度	件 数	事業地	面積	交付金額
平成 16～22 年度	7 件（7 箇所）	御代田町	360ha	2,639 千円

注) 面積は、平成 16 年度から 22 年度に当該案件で交付対象となった箇所の累計であり、重複している。

注) 交付金額は、平成 16 年度から 22 年度に当該案件で交付された総額であり、返還対象の金額とは異なる。

d) 不適正案件の発生原因

当該事例では、平成 15 年度に御代田町と佐久森林組合とで協定が締結され、本事業の活用が開始されたが、平成 15 年度当時は、大企業の所有森林ではなかった。

平成 16 年度に所有が大企業に移行しており、佐久森林組合では、大企業に移行したことは認識していたが、大企業の所有森林が補助金の交付対象外であることを認識しておらず、協定の変更を行わなかったため、平成 16 年度以降も継続して交付が行われていた。

森林組合は、平成 20 年度に御代田町と協定を更新する際に、所有者を大企業名に変更したが、御代田町及び佐久地方事務所の担当者においても、継続箇所であっ

たことも重なり十分なチェックが行われず、また、大企業の所有森林が補助金の対象外であることの認識が十分ではなく見逃されたため、対象外の森林への交付が継続されたものである。

e) 不適正受給についての委員会としての見解

森林整備地域活動支援事業の不適正受給については、要件に適合していないことは明らかであり、委員会としては、県の調査結果は合理的なものであると考える。